

**弁護士に聴く**



**判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策**

弁護士 西脇明典 78

## 労働者から会社へ求償 できる？



1、前回、被害者が労働者の不法な行為によって生じた損害の賠償を会社に求めたところ、それが認められ、会社が被害者に損害賠

題について、最高裁判所が、近時、判断を出した（最判令和2年2月28日）

2、事案は、以下の通りである。

会社は、貨物運送を業とし、全国に多数の営業所を有する株式会社である。

トラックで荷物運送業務に従事していた労働者（X）は、Aが運転する自転車と接触事故を起こし、Aを転倒させ死亡させてしまった。Aには相続人BとCがいた。Bは会社に損害賠償の訴えを提起したが、訴訟上の和解が成立し、会

社は和解金をBに支払った。別に、もう一人の相続人Cは、労働者Xに損害賠償を求める訴訟を提起し、判決が確定した後、労働者Xは判決に従い損害賠償金をCに弁済した。そこで、労働者Xは、この事故において第三者に加えた損害を賠償したことにより、会社に対する求償権を取得したとし

社は和解金をBに支払った。別に、もう一人の相続人Cは、労働者Xに損害賠償を求める訴訟を提起し、判決が確定した後、労働者Xは判決に従い損害賠償金をCに弁済した。そこで、労働者Xは、この事故において第三者に加えた損害を賠償したことにより、会社に対する求償権を取得したとし



て、会社に求償金の支払を求めた（なお、原審（大阪高裁）は、求償金の支払を認めなかつた）。

3、最高裁判所は、次のように述べ、求償権を認め、原審を破棄した。

「民法715条1項が規定する使用者（注…会社）の責任は、使用者が被用者（注…労働者）の活動によ

つて利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させるることにしたものである」

「このような……趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被つた第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである」「使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担の見地から信義則上相当と認められる限度において、

被用者に対し求償することができる」と解すべきところ、「上記の場合と被用者が第三者の被つた損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当ではない」「以上によれば、本件において「被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担」という見地から相当と認められる額について、使用者に求償することができる」

4、要は、会社が先に賠償責任を果たそうが、労働者が先に支払おうが、「損害の公平な分担」からは、同じ結果である、という判断である。「公平」という考え方からすれば、受け入れられやすいであろう。ただし、争いの経過、和解で支払った場合の額の相当性、遅延損害金の扱いなど細かい問題点が気にかかるところではある。この点は、差し戻された大阪高裁の判断を待ちたい。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝